

東京都中学校体育連盟競技部新規加盟規程

第1条 目的

この規定は、東京都中学校体育連盟規約に定められた競技専門部に新たに加盟する場合に必要な事項を定めるものとする。

第2条 新規加盟基準

- 1 (公財)日本スポーツ協会、(公財)東京都体育協会の正式加盟団体として、組織的な活動を実施している競技団体に属していること。
- 2 東京都を統括する競技団体の協力・同意が得られていること。
- 3 種目競技団体として、中学生の東京都規模の大会が実施されていること。
- 4 東京都中学校体育連盟主催大会を開催・運営するために必要な中体連競技専門部が組織することができ、支部において東京都中学校体育大会実施要項に即した大会の開催・運営ができること。
- 5 本連盟加盟の中学校において、少なくとも50校以上で部活動として日常的に活動が実施されていること。

第3条 新規加盟までの手順

- 1 加盟に関する検討は、次の場合に行う。
 - (1)支部長より要請があった場合。
 - (2)(公財)東京都体育協会加盟の競技団体からの要請があつた場合。
 - (3)その他、会長が必要と判断した場合。
- 2 加盟について要望するもの(団体)は、新規加盟基準を満たしていることを証明できる資料(以下のア)~オ))を添えて、東京都中学校体育連盟に申請すること。
ア)要望書、イ)役員組織一覧表、ウ)事業概要、エ)大会要項、オ)予算書
- 3 新規加盟申請があつた場合には、役員会・常任理事会において検討の要否及び加盟の要否について協議し、理事会において審議し決定する。
- 4 新規加盟が認められた競技部については、3年間の準加盟期間を経た後、再度、常任理事会で実績等を協議し、理事会において正式加盟の可否を決定する。なお、準加盟期間については、東京都中学校体育連盟からの競技運営費及び大会負担金は支給しない。

第4条 その他

- 1 準加盟期間に上記の新規加盟基準のいずれかを満たせなくなった場合は、常任理事会において準加盟の可否について審議し決定する。
- 2 現在設置されている競技部に、新たな競技及び種目を新設する場合も同様とし、役員会・常任理事会において協議し、理事会において審議し決定する。

この規程は、令和4年5月17日よりこれを施行する。